⑸　最終合格者発表　平成25年８月７日（水）以降、各人宛て郵便で合否を通知する。また、国立国会図書館ホームページに合格者の受験番号を掲示する。
⑹　採用予定年月日　原則として、平成26年４月１日
⑺　基準給与　行政職給料表㈠１級25号給
７　受験手続及び問い合わせ先
⑴　試験の詳細については、試験案内を参照すること。
⑵　受験申込書及び試験案内の請求　受験申込書及び試験案内は、国立国会図書館東京本館及び国立国会図書館関西館で配布する。
　郵便での請求は、国立国会図書館東京本館でのみ受け付ける。郵便で請求する場合は、封筒の表に希望する試験の種類(「総合職試験・一般職試験（大卒程度試験）請求」)を朱書し、返信用封筒として宛先及び郵便番号を明記して、140円切手を貼った角型２号の封筒を同封すること。
⑶　申込みのできる試験の種類　申し込むことができる試験の種類は、総合職試験、一般職試験（大卒程度試験）のうちの１つに限る。
⑷　提出書類　受験申込書１部　必要事項を記入し、写真及び50円切手を指定箇所に貼ること。
⑸　申込方法　受験申込書の提出は、郵送に限る。郵送する際は、特定記録郵便を利用し、封筒の表に受験する試験の種類を明記した上で、「受験申込書在中」と朱書すること。
⑹　受付期間　平成25年４月１日（月）から同年４月18日（木）まで（消印有効）
⑺　提出先及び問い合わせ先　郵便番号100―8924　東京都千代田区永田町１―10―１
国立国会図書館総務部人事課任用係
電話03―3581―2331（代表）　内線20420
03―3506―3315（直通）

平成 25 年度技術士第一次試験の実施

技術士法施行規則（昭和59年総理府令第５号）第１条の規定に基づき、平成25年度技術士第一次試験の実施について、次のとおり公告する。
平成 25 年３月１日
文部科学大臣　下村　博文

平成25年度技術士第一次試験の実施について
１．受験資格　年齢、学歴、業務経歴等による制限はない。
２．試験の方法　試験は、筆記試験により行う。
３．試験科目　試験は、総合技術監理部門を除く20の技術部門について行う。
⑴　基礎科目として、科学技術全般にわたる基礎知識。
⑵　適性科目として、技術士法第４章（技術士等の義務）の規定の遵守に関する適性。
⑶　専門科目として、受験者があらかじめ選択する１技術部門に係る基礎知識及び専門知識。
　なお、平成14年度以前に第一次試験の合格を経ずに第二次試験に合格している者については、技術士法施行規則の一部を改正する省令（平成24年文部科学省令第34号）による改正後の技術士法施行規則（６.⑵において「新施行規則」という。）第６条に基づいて試験の一部を免除する。
４．試験の日時、試験地及び試験会場
期日　平成25年10月14日（月）
時間　午前９時から午後５時までの間であらかじめ受験者に通知する。
試験地及び試験会場　次のうち、受験者があらかじめ選択する試験地において行う。
　北海道、宮城県、東京都、神奈川県、新潟県、石川県、愛知県、大阪府、広島県、香川県、福岡県及び沖縄県。
　なお、試験会場については、９月上旬の官報に公告するとともに、あらかじめ受験者に通知する。
５．受験申込受付期間　平成25年６月10日（月）から７月１日（月）まで（土曜日・日曜日を除く。）
　受験申込書類は、公益社団法人日本技術士会宛て書留郵便（７月１日（月）までの消印のあるものは有効。）で送付するか又は同会へ持参すること。
　なお、同会の受験申込受付時間は、月曜日から金曜日までの午前10時から正午及び午後１時から午後５時である。
６．受験申込書類
⑴　技術士第一次試験受験申込書（６ヵ月以内に撮った半身脱帽の縦4.5㎝、横3.5㎝の写真１枚貼付）
⑵　新施行規則第６条に該当する者については、免除事由に該当することを証する証明書又は書面を提出すること。
７．受験手数料　11,000円
８．試験の実施に関する事務を行う機関及び申込書類提出先　指定試験機関公益社団法人日本技術士会　〒105―0001　東京都港区虎ノ門４丁目１番20号　田中山ビル８階　電話番号　03―3459―1333
９．受験申込書の取扱い　受験申込書を請求する者は、６月３日（月）から公益社団法人日本技術士会及び同会の北海道（札幌市）、東北（仙台市）、北陸（新潟市）、中部（名古屋市）、近畿（大阪市）、中国（広島市）、四国（高松市）、九州（福岡市）の各地域本部等まで申し出ること。
　なお、請求方法等の詳細については、公益社団法人日本技術士会ホームページ（ＵＲＬ http://www.engineer.or.jp/）を参照するか又は同会に直接問い合わせること。
10．受験申込書記載事項の変更　受験申込書が受理された後、当該申込書に記載されている氏名、本籍地、現住所に変更が生じたときは、その都度、氏名、受験番号を明らかにして、その旨を公益社団法人日本技術士会へ届けること。
11．合格発表　平成25年12月に、試験に合格した者の氏名を技術士第一次試験合格者として官報で公告するとともに、本人宛てに合格証を送付する。
　合格発表後、全受験者に成績を通知する。
12．正答の公表　試験終了後速やかに試験問題の正答を公表する。

平成 25 年度技術士第二次試験の実施

技術士法施行規則（昭和59年総理府令第５号）第１条の規定に基づき、平成25年度技術士第二次試験の実施について、次のとおり公告する。
平成 25 年３月１日
文部科学大臣　下村　博文

平成25年度技術士第二次試験の実施について
１．受験資格　技術士補となる資格を有し、次のいずれかに該当する者
⑴　技術士補として技術士を補助したことがある者で、その補助した期間が通算して次に定める期間（⑵の期間を算入することができる。）を超える者。
①　総合技術監理部門を除く技術部門　４年
②　総合技術監理部門　７年
⑵　科学技術（人文科学のみに係るものを除く。）に関する専門的応用能力を必要とする事項についての計画、研究、設計、分析、試験、評価（補助的業務を除く。）又はこれらに関する指導の業務を行う者(注1)の監督(注2)の下に当該業務に従事した者で、その従事した期間が技術士補となる資格を有した後通算して次に定める期間（⑴の期間を算入することができる。）を超える者。
①　総合技術監理部門を除く技術部門　４年
②　総合技術監理部門　７年
（注１）　７年を超える業務経験を有し、かつ受験者を適切に監督することができる職務上の地位にある者。
（注２）　受験者が技術士となるのに必要な技能を修習することができるよう、指導、助言その他適切な手段により行われるもの。
⑶　科学技術（人文科学のみに係るものを除く。）に関する専門的応用能力を必要とする事項についての計画、研究、設計、分析、試験、評価（補助的業務を除く。）又はこれらに関する指導の業務に従事した期間が通算して次に定める期間を超える者。
①　総合技術監理部門を除く技術部門　７年
②　総合技術監理部門　10年
（既に総合技術監理部門以外の技術部門について技術士となる資格を有する者にあっては７年）
　なお、⑴～⑶のいずれにおいても学校教育法による大学院修士課程（理科系統のものに限る。）若しくは専門職学位課程（理科系統のものに限る。）を修了し、又は博士課程（理科系統のものに限る。）に在学し、若しくは在学していた者にあっては、２年を限度として、当該期間からその在学した期間を減じた期間とする。
２．試験の方法　技術士第二次試験は、筆記試験及び口頭試験により行い、口頭試験は、筆記試験に合格した者について行う。